

調査研究報告書

「交流及び共同学習」 に関する調査研究



平成 18 年 3 月

独立行政法人
国立特殊教育総合研究所

序 文

いま、障害児（者）施策を巡る国内外の状況は、大きく変化してきています。

国際的には、平成 13(2001)年に国連総会において「障害者の人権及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約」決議案が採択され、現在、障害者の権利条約の策定に向けた審議が行われています。

国内的な動向としては、平成 16(2004)年 6 月に「障害者基本法」が一部改正され、基本理念として“障害者に対して障害を理由として差別その他の権利利益を侵害してはならない”旨が規定されたほか、“障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を推進しなければならない（第 14 条、第 3 項）”ことが規定されています。これに先だって、平成 14(2002)年 12 月に「障害者基本計画」が閣議決定され、この実現のための「新障害者プラン」の中で、障害のある子ども一人一人のニーズに応じてきめ細かな支援を行うために乳幼児期から学校卒業後まで一貫して計画的に教育や療育を行う「個別の支援計画」を策定し、この中で教育現場においては、平成 17(2005)年度までに「個別の教育支援計画」を作成し実施することが示されています。さらに、平成 16(2004)年 12 月には、発達障害者支援法が成立し、発達障害に関し、早期発見や学校教育における支援、そして就労の支援等、発達障害者に対する総合的な支援の充実を図ることが重要な政策課題として出されています。

また、平成 17(2005)年 12 月に中央教育審議会から出された「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」では、障害のある幼児児童生徒の教育の基本的な考え方について、特別な場で教育を行う「特殊教育」から、一人一人のニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」に発展的に転換するという、制度的転換の必要性が提言されています。

この中で、“「特別支援教育」とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである”ことが示され、そして、“このことは、従来の特教育が果たしてきた役割や実績を否定するものではなく、むしろ、これを継承・発展させていこうとするものである。”と述べています。

この答申では、そこで盲・聾・養護学校を、障害種を超えた学校制度（「特別支援学校（仮称）」）に転換し、「特別支援学校（仮称）」の機能として、小・中学校等に対する支援を行う地域の特別支援教育のセンターとしての機能を位置付けることが打ち出されています。また、小・中学校等では、特殊学級と通常の学級における交流及び共同学習を促進するとともに、特殊学級担当教員の活用による LD、ADHD 等の児童生徒への支援を行うなど、特殊学級の弾力的な運用を進めることが述べられています。

そこで、これまで行われてきた盲・聾・養護学校と小・中学校との交流教育、及び小・中学校の特殊学級と通常の学級の交流学習の実施状況を、調査・把握することが、交流及び共同学習を推進し、今後の特別支援教育体制の整備に資するものとして、本研究所教育支援研究部の調査研究「障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習

の在り方に関する調査研究」として実施しました。

特別支援教育を推進するに当たっても、これまで特殊教育において行ってきた、いわゆる交流教育の継続・発展を工夫することが大切であることは言うまでもありません。障害のある子どもと、障害のない子どもとの相互理解を促進することが「交流及び共同学習」の目的であると言えます。

我が国が目指すべき社会は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会であります。その中で、学校教育は、障害者の自立と社会参加を見通した取り組みを含め重要な役割を果たすことが求められております。障害者基本法 14 条、第 3 項や特別支援教育を推進するための制度の在り方に示されている「交流及び共同学習」は、相互理解の促進に重要な役割を果たすものとして、これまでも「交流教育」として取り組まれてきました。この交流教育を継続・発展させた形で、今後「交流及び共同学習」が、特別支援学校（仮称）や小・中学校で取り組まれていくものと思われます。

本調査研究報告書が、障害のある子どもと障害のない子どもとの相互理解の促進と、子どもの実態に即した教育活動に資することになれば幸甚です。

平成 18 年 3 月

独立行政法人

国立特殊教育総合研究所

教育支援研究部長

千 田 耕 基

目 次

序 文

I. 目的及び方法

1. 調査の趣旨・目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 方 法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

II. 盲・聾・養護学校に関する結果及び考察

1. 基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
2. 盲学校・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
3. 聾学校・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
4. 知的障害養護学校・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
5. 肢体不自由養護学校・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
6. 病弱養護学校・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56

III. 特殊学級に関する結果及び考察

1. 基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
2. 弱視特殊学級・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
3. 難聴特殊学級・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
4. 知的障害特殊学級・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83
5. 肢体不自由・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 92
6. 病弱・身体虚弱特殊学級・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 96
7. 言語障害特殊学級・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 102
8. 情緒障害特殊学級・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 105

研究組織

資 料 一調査用紙一

- ・ 盲学校用
- ・ 知的障害特殊学級用

研 究 組 織

研究代表者

久保山 茂樹* (教育支援研究部)

研究分担者

千田 耕基* (教育支援研究部)

田中 良広* (教育支援研究部)

涌井 恵* (教育支援研究部)

松村 勘由 (教育研修情報部)

渡邊 正裕 (教育研修情報部)

大内 進 (企画部)

金子 健 (企画部)

(* : 報告書編集担当)